

北海道病院事業推進委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45条。以下「条例」という。）に定めるもののほか、北海道病院事業推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 条例第7条第9項の規定により専門部会を置いた場合は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

- 2 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

(報酬)

第4条 委員及び特別委員が会議の出席その他の委員会の職務に従事したときは、北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15条）第18条の規定に基づき日額の報酬を支給することとし、その額は、知事の事務部局が設置する附属機関の委員（以下「附属機関委員」という。）の例による。

(旅費)

第5条 委員及び特別委員が会議の出席その他の委員会の職務のために旅行したときは、その旅行に対し、費用弁償として北海道病院事業職員等旅費規程（平成29年北海道病院事業管理規程第16号）第2条第1項に基づく旅費を支給することとし、その額は、附属機関委員の例による。

(委員長への委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。